

差し替え
6. 8. 23①
6. 8. 23②

小平市議会定例会一般質問通告書

一問一答方式

質問件名: 交通事故の防止と犯罪の抑制で、あぶないを安全安心に

質問要旨 (質問する趣旨・内容を具体的に、1問1ページに納めて記入すること)

警察庁は本年5月30日、住宅街にある生活道路など道幅が狭くセンターラインがない一般道路について、車の最高速度を現在の時速60キロから30キロに引き下げ、道路交通法施行令を改正して、2026年9月の実施をめざすとの方針案を示しました。背景には、登下校の時間帯に生活道路で起きる交通事故の死傷者に小学生が極めて多いという実態があります。

また、市議会公明党として市民への広範なアンケート調査を実施し、平成26年以来その結果を基に行った署名活動を通し訴えて来たのが、防犯カメラの設置による犯罪の抑制です。現状のあぶないを少しでも安全安心に改善するため、以下質問いたします。

1. 小平第十四小学校の通学路でもある小平高校通りについては、これまでもゾーン30の設定をすべきと主張してきましたが、交通管理者の見解は、西側で接続する道路が時速20キロの速度規制となっているため、ゾーン30にした場合、その道路も時速30キロに引き上げなければならないため、地域の理解を得る必要がある。また道幅が狭いので実際には速いスピードを出すことはできないだろうという、子どもを守るという視点からは理解することが難しい見解でした。今般、警察庁が時速30キロへの制限引き下げを示していることから、小平高校通りの制限速度を可及的速やかに、時速60キロから30キロに引き下げるべきと考えるがいかがか。

2. 防犯カメラはこれまで東京都の補助金を活用し、小・中学校通学区域の一定の箇所に設置が進められてきましたが、市議会公明党が実施したアンケート調査では、公園や危険性が指摘される場所へのさらなる増設要望が統計的にも多数寄せられてきました。当初懸念されたプライバシーの侵害などへの杞憂も一定の理解が進んだと思われることから、アンケート調査等で要望が多かった、七小東公園、たけのこ公園、東部公園、中央公園、一橋学園駅前公園などの公園や現実に問題が起こっている場所、地域から危険が指摘されている場所などに防犯カメラの設置を推進すべきと考えますが、見解を伺います。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和6年8月21日 小平市議会議長殿

小平市議会議員 虻川 浩

受付番号 (9) - (1/2)

27	26	25	24
19	19	18	17

小平市議会定例会一般質問通告書

一問一答方式

質問件名: 小平駅周辺の賑わいの創出のために

質問要旨 (質問する趣旨・内容を具体的に、1問1ページに納めて記入すること)

日頃より小平駅周辺地域からは遅々として進展のない鉄道立体化や開かずの踏切問題、合意形成が難しい駅前再開発の進捗など小平駅周辺の現状を尋ねる声が届きます。

国においては、道路占用制度の見直しが進んでおり、賑わいの創出には、道路の占用許可を規制緩和する考え方に加え、令和2年に創設された「歩行者利便増進道路」、通称「ほこみち」として、道路自体を「利便増進誘導区域」に指定することで、賑わい自体を目的とした空間を、道路法令上位位置付ける取り組みが進んでいることから、以下質問いたします。

- 1.小平駅南口 有料自転車駐車場更新の今後のスケジュールについて伺います。
- 2.小平駅の南北を結ぶ歩行者、自転車用地下通路を設置すると仮定した場合、想定される概算額について伺います。
- 3.かねてより提案している小平駅南口ロータリーへの、オープンスペースの確保や、キッチンカー乗り入れによる販売を可能とするための検討は進みましたか。
- 4.道路占用制度は調整が難しく、既存の占用許可が優先され、占用期間も5年以内と短期間であるなど多くの制約があります。市は利便増進誘導区域を積極的に検討、採用し、「占用特例制度」と「公募占用制度」を活用して小平駅を皮切りに、市内の賑わいの創出を積極的に進めるべきと考えますが、見解を伺います。
- 5.今後、小平駅南口周辺地域は、UR賃貸住宅など建物の更新時期を迎えますが、ロータリー自体もリデザインし、新しい時代のニーズに合う機能的な空間とすべきと考えますがいかがか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和6年8月21日 小平市議会議長殿

小平市議会議員 虻川 浩

受付番号 [9] - (2/2)

27	26	25	24
19	19	18	17

再質問の方式

一問一答方式

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 サインを見逃さない健康施策の実施について

質問要旨（質問する趣旨・内容を具体的に、1問1ページに納めて記入すること）

こども家庭庁の創設により、乳幼児の健診に対してもより積極的な姿勢が打ち出されている。医師不足等の社会的背景も課題となっていることから、乳幼児が出すサインを決して見逃さないために、市が目指す方向性について何点か伺う。

- 1 こども未来戦略にある1か月児健診の助成及び5歳児健診の実施に向けた、小平市の検討状況を伺う。
- 2 小児科医不足が現実のものとなっていることから、1歳6か月、3歳児の集団健診の在り方を検討すべきと考えるが、市の見解は。
- 3 5歳児健診の実施とともに、地域のフォローアップ体制が重要であるが、専門家の確保などの課題に対してどのような手立てを考えているか。
- 4 各種健診の未受診者に対するアプローチをどのように実施しているのか。
- 5 子宮頸がん予防となるHPVワクチンのキャッチアップ接種の広報について、9月が接種スタートの期限となることから、より目に触れる工夫が必要と考えるが、状況は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和6年8月20日 小平市議会議長殿

小平市議会議員 津本裕子

受付番号 [6] - (1/2)

27	26	25	24
20	20	19	18

再質問の方式

一問一答方式

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 安全で元気がでる花小金井駅前を構築しよう

質問要旨（質問する趣旨・内容を具体的に、1問1ページに納めて記入すること）

コロナ禍を乗り越え、賑わいを取り戻した各地の夏のイベントが開催された。頂いた要望等も踏まえて、特に駅周辺の快適さを念頭に以下質問する。

- 1 花小金井駅南口のインターロッキングの補修について
 - ① 型押しアスファルト舗装を実施すべきではないか。
 - ② 特に損傷の大きい箇所は、費用負担の検討をすべきではないか。
- 2 花小金井駅南口のブルーベリー経済栽培の植栽は、あり方を検討すべきではないか。
- 3 花小金井駅北口・南口に、猛暑に備えた日よけやミストシャワーなどの設置をすべきではないか。
- 4 花小金井駅北口・南口ロータリー付近の空間を、市政情報や観光情報などの発信基地として、積極的に活用すべきではないか。
- 5 花小金井駅北口の活用について
 - ① イベント時や災害時など臨時的な活用を想定した上下水道・電気などのインフラ整備を実施すべき。
 - ② 現状のベンチの整備と、日よけとベンチの増設をすべきではないか。
 - ③ 停車スペースの設置を検討すべきではないか。
- 6 道路と鉄道の立体化と駅のホームドア設置の進捗状況について伺う。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和6年8月20日 小平市議会議長殿

小平市議会議員 津本裕子

受付番号 [6] - (2/2)

27	26	25	24
20	20	19	18

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 児童虐待の誤認保護・過剰保護による親子分離を防ぐために

質問要旨

児童相談所虐待対応ダイヤルの無料化や児童虐待の周知拡大とともに、虐待通報件数が増加している。一方で虐待の事実がない、もしくは虐待とは言えないことをもとに、ある日突然こどもが強制的に一時保護されてしまう誤認保護・過剰保護のケースがある。保護された後に誤認がすぐ認められこどもが帰れるならまだよいが、児童相談所（以下、「児相」という）の問題と絡んで、親子分離されたまま長期に渡ってこどもが帰れず、法で保障された面会すらろくにさせてもらえない事例がある。こうした事例は、虐待防止をとにかく進めるという社会的状況の中では見過ごされがちだったようだが、SNS の広がりとともに近年報道されるようになってきている。児相については、にわかには信じられないひどい話を沢山聞いている。東京都の小平児童相談所もそのひとつだ。報道は氷山の一角と感じる。

児童虐待をしてはならないのは当然だ。同時に人間を含めて多くの動物が「こどもの幼少期を家族で一緒に過ごす」ことも、至極当然のことだ。親子の意志に反して突然の分離が起きれば、親は命がけでこどもを取り戻そうとするし、子は親と離れないよう必死でしがみつく。強制的な親子分離は、共に居たいと願う親子にとって「命にもかかわる心理的虐待」であるとも言える。誤認保護・過剰保護は、児童虐待と同等か、場合によってはそれ以上の被害につながってしまうため、決して起きてはならないことだ。しかし法や国の手引きは、なぜかこの視点が著しく欠落している。

虐待を見過ごさないよう間口を広くする政策は、誤認保護・過剰保護をなくす政策とセットで進める必要がある。児相は小平市の管轄ではないが、市には子ども家庭支援センター（以下、子家センという）や、各機関を通じて児童虐待の情報が集まっている。児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律、子ども虐待対応の手引きにも市町村の役割が明記されている。

以上の理由から、児童虐待に関して、市と児相との関係や、市の状況、考えを問う。

- 直近 3 年間の、市内での、虐待種別（身体、ネグレクト、性的、心理的）ごとの、通告と相談それぞれの件数推移、虐待者の年齢傾向、ひとり親家庭の割合、通報経路の傾向は。またこれについて市の見解は。
- 市内での心理的虐待の主な内容（内訳）の傾向と、直近 10 年間でその内訳に変化があったか。
- 虐待の事実については、虐待を受けたとされるこどもの発言が重視される。しかしこどもは、発達の過程で、幼少期には意図をせず嘘をつくことがあったり、学童期には意識的に嘘をついたりすることがある。こどもはその後起きる状況を知らないため、周囲の大人が喜ぶと思って事実と異なる発言をしてしまい、結果として家族から引き離されてしまうこともある。そういう発達過程にあるこどもの発言の信憑性はどうか判断しているか。
- 市と、市の子家セン、小平児童相談所とはどういう関係性にあるか。
- 児相が受理した事案のうち、地域の市町村の子家センでまず対応していくことがふさわしいとされる、いわゆる児相から子家センへ送致されるのはどういうケースか。また直近 3 年間の市の子家センへの送致件数は。
- 市内在住のこどもについて、小平児童相談所に限定し、直近 3 年間の次の件数を伺う。①一時保護となった件数、②一時保護が解除された件数、③②のうち 2 ヶ月以内に一時保護解除された件数、④児童福祉法第 33 条第 5 項の申立てにより 2 か月を超えて一時保護が延長されている件数、⑤一時保護後、児童福祉施設等への入所となった件数、⑥⑤のうち、児童福祉法第 28 条第 1 項の申立てにより児童福祉施設等への入所となっている件数、⑦入所した児童福祉施設等から家庭復帰した件数。
- 一時保護されたこどもの、学校への出席・欠席状況は。また学習サポートはどうなっているか。
- 一時保護解除後に不登校になっているこどもの割合は。
- 身体障害や知的障害、発達上の課題があるこども達が一時保護された場合、特別なケアはされるか。
- 市は誤認保護・過剰保護の問題を認識しているか。また、これを防ぐための取組みをしているか。
- 虐待したとされる親へのサポートは、こどもの一時保護中にはどうなっているか。
- 一時保護解除後の家族へのサポートはどうなっているか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 6 年 8 月 23 日 小平市議会議員 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 15 】

27	26	25	24
21	21	20	19

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | | |
|---|------------|
| 1 | 一括質問一括答弁方式 |
| 2 | 一問一答方式 |

質問件名 いじめ対応改善の予算要望を市長が承認しなかったのか

質問要旨

今回、公文書の公開請求により驚くべきことが判明した。令和 6 年度予算に向けて市教育委員会(以降、「市教委」という)は、いじめ重大事態調査報告書の作成を小平市教育委員会いじめ問題対策委員会の委員へ委託するための計画を立て、そのための謝礼として 40 万円の予算を要望する書類を作成していたのだ。しかし令和 6 年度当初予算にはこれが一切計上されていない。ここで予算要望の流れが不明なため次の 2 つの可能性が考えられる。①最終的に市教委が予算要望をしなかったか、②予算要望したものの市長が承認しなかった、だ。なお、令和 5 年度予算に向けても市教委は同内容で提案事業調書をつくっていた。これも令和 5 年度予算へ反映されていない。

今回、具体的には、いじめ重大事態に関する令和 5~6 年度予算への予算要望資料を公開請求した。公開された令和 6 年度の第 1 期中期実行プラン提案事業調書 A には「いじめ重大事態調査報告書作成」という事業名で、提案事業の概要欄に「調査報告に係る委員謝礼を措置する。」とある。事業効果の欄には「これまでは、指導課が事務局として、対策委員会からの指示により、調査報告書の作成補助を行っているため、対策委員会委員が自ら作成することで、透明性、公平性を示すことができる。」とある。またその他の欄には「他市町村では、教育委員会事務局が作成を行わず、対策委員会で作成している事例がある。令和 5 年 9 月市議会の一般質問において、透明性、公平性の観点から対策委員会が調査報告書を作成すべきとの質問があった。」とある。また同提案事業調書 B には「報告書執筆 10,000 円×20 ページ×2 件=400,000」の事業費が示されている。歳出予算総括表(事業別)には、報償費の中に「いじめ重大事態調査報告書作成」の項が追加され 40 万円の費用が計上されている。一方、令和 5 年度の第 1 期中期実行プラン提案事業調書 A には、事業名としては「いじめ重大事態の対応拡充」となっているものの、概要欄には令和 6 年度とまったく同じ内容が書かれている。事業効果やその他の欄には調査報告書作成についての記載はないが、同提案事業調書 B には、令和 6 年度分と同様に「報告書執筆 10,000 円×20 ページ×2 件=400,000」と書かれている。ただし歳出予算総括表(事業別)の方にはこの 40 万円の記載がない。

これまでいじめ重大事態の調査報告書を第三者に書いてもらうよう要望しても、市教委は一切対応しないと考えていた。本年 6 月に請願(第 7 号「いじめ重大事態の調査報告書について原案の文章を第三者が作成し提言の実施状況を報告すること等を求めることについて」)も全会一致で採択していただいた。しかし実は市教委は裏では計画を立て、予算要望の書類をつくっていた。その予算要望に対し、もし上記②の状況であれば、市長が予算要望を拒んでいたことになる。この状況から推察するに、市長は問題の深刻さをまったく理解せず、市教委が矢面に立っている状況を目の当たりにしながら、市教委が提案した改善の手立てを、市民が見えないところで握りつぶすような非道なことをしていたのではないかと。

以上の理由から、事実関係の確認と、請願(第 7 号)について取り組む姿勢とともに市長の考えを問う。

1. 公開された公文書に示された通り市教委は予算要望したのか。それとも書類はつくったが要望しなかったのか。
2. 1 の予算要望がなされていたとすると、市教委はいじめ重大事態調査報告書の作成を第三者に委託するため 40 万円の予算要望をしていたことになるが、市長はなぜこれを承認しなかったのか。
3. 本年 6 月に全会一致採択された請願(第 7 号)を市長はどう受け止めているか。
4. 本年 6 月に採択された請願(第 7 号)の対応進捗状況と、それに対する市長の考えは。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 6 年 8 月 23 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【15】

27	26	25	24
21	21	20	19

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

1 一括質問一括答弁方式

2 一問一答方式

質問件名 新体制の行政不服審査会と、これまでの審査状況等について

質問要旨

市の行政不服審査会の委員が本年 4 月に交代した。これまで行政不服審査会の会長と副会長は市の顧問弁護士であったため、利益相反で公平中立な審査ができないとの趣旨で指摘してきたが、改められることになると捉えている。これに関連して、新委員の第三者性、行政不服審査会の状況、市の附属機関や類似機関の委員名簿の公開について問う。

1. 現在の行政不服審査会の委員氏名は。また、それぞれどういう方か。第三者性は満たされているか。
2. 行政不服審査会の委員はどう選任しているか。
3. 行政不服審査会は不定期に開催されるとしているが、現在、開催のタイミングはどのように決まるか。明文化されているか。また以前はどのようなタイミングで開催していたか。
4. 令和 5 年 9 月定例会での私の一般質問への答弁で「令和4年度までの5年間で行政不服審査会に諮問した審査請求につきましては、現在のところ全て審議中という状況」とあった。令和 2 年度に審査請求がなされて 2 年以上も審議中であった事例もあるのではないか。審議がそれだけ延びた理由は。
5. 平成 25 年 5 月以降、行政不服審査法に基づく審査請求が行われてから、行政不服審査会に諮問され答申が返ったものについて、①その件数と、②①のうち答申を受けて処分が変わった件数、③②のうち請求者の請求がすべて満たされた件数、④請求されてから請求者に回答が届くまでの日数の傾向、を伺う。
6. 現在審査中の行政不服審査法に基づく審査請求について、請求があってから最長のものはどれくらいの時間が過ぎているか。
7. 市の附属機関や類似機関(審議会等)の委員名簿のうち、今は積極的に公開していないものについても公開を検討しているといった話を耳に挟んだが、現在どのような状況か。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 6 年 8 月 23 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 15 】

27	26	25	24
21	21	20	19

差しかえ 6. 8. 28 ①

6. 8. 28 ②

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- ① 一括質問一括答弁方式
② 一問一答方式

質問件名 公共施設や住宅の断熱化について

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

近年は夏場の平均気温が毎年過去最高を記録しています。2019年と2023年を比べると、東京の35℃以上の猛暑日は倍に増え、東京都心では8月16日に、今年16回目となる猛暑日を観測し、観測史上最多日数を更新、すでに7月7日に静岡市で40.0℃を観測、今後さらに暑さが厳しくなり、最高気温が40℃を超える日も珍しくなくなる可能性があります。

ここまで暑くなってくると、学校で勉強している子どもたちも大変です。学校建築は本来、換気が命。大きな窓を開けて空気を入れ替え、風を通すことで快適に過ごせるように設計されています。ところが、最近は夏期の外気温が高すぎて、窓を開けると室内が熱くなるため、開けられなくなってきました。特に断熱が十分に施されていない学校施設では、外の熱がそのまま室内に侵入するため、どんなに冷房を入れても涼しくならない。結果、子どもたちが学習に集中できないばかりか、中には熱中症にかかってしまう子も出ています。そこで、子どもたちを過酷な暑さから救うため、最近では教室を断熱改修する取り組みが広がっています。

また、文部科学省も、2024年3月に公開した「学校施設のZEB化の手引き」において、まずは断熱改修からということで、予防改修+屋根断熱を緊急で行うこと(次は長寿命化改修+屋根+外壁断熱)を提言しています。更に、2022年の脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律を受け、2025年4月以降に着工するすべての新築住宅・非住宅で建築物のエネルギー消費性能の向上を図ることが義務化されます。

これらの状況を踏まえ、以下、質問致します。

1. 小平市立小・中学校で、法律改正後の1次エネルギー消費^量基準を満たしている学校は何校あるか。また、教室の温度は、学校保健安全法に基づく「学校環境衛生基準」において、18℃以上 28℃以下が望ましく、毎学年2回、各階1以上の教室等の1か所以上の机上の高さにおいて検査を行うとあるが、直近の検査データは基準をクリアしているか。
2. 小平市の公共施設(小・中学校を除く。)で法律改正後の1次エネルギー消費^量基準を満たしているところはあるか。
3. 既存の住宅に対する屋根や外壁、窓などの断熱化のために市が行っている補助金あるいは助成はあるか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和6年8月26日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 氏名 中倉茂和

受付番号【 23 】

27	26	25	24
22	22	21	22

-(1 / 2)

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- ① 一括質問一括答弁方式
② 一問一答方式

質問件名 介護職員宿舎借り上げ支援事業について

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

東京都では、介護職員の宿舎の借り上げを支援することで、働きやすい職場環境を実現し、介護人材の確保定着を図るとともに、事業所による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として、災害時の迅速な対応を推進することを目的として、平成 28 年度から「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業」を実施、令和 4 年度より支援を拡充していますが、地域密着型サービス事業所や共生型サービス事業所は助成の対象外となっています。そのため、地域密着型サービス事業所の介護職員宿舎借り上げ支援事業は各自治体による助成が必要となります。

市の介護職員宿舎借り上げ支援事業によって、介護職員は市内近隣の社宅に安価な家賃で住むことができ、しかも災害時にはすぐに駆けつけることもできます。更に介護施設や障害者施設は福祉避難所として活用できますし、なかなか実現していない介護職員の処遇改善と職場定着にも寄与するものと考えます。

調べてみますと、この地域密着型サービス事業所の介護職員宿舎借り上げ支援事業は都内では令和 5 年度より、練馬区、足立区、世田谷区、渋谷区、江東区、江戸川区、小金井市など、東京都以外でも船橋市、横浜市など多くの自治体が実施していました。

また、能登半島地震に際し、珠洲市では、7か所の福祉避難所のうち 4 月 1 日時点で 2か所しか稼働しておらず、職員も道路が寸断されて、駆けつけられない方が多く、少数の職員で 24 時間、寝る間もなく介護業務をしていたことを考えると、特に大災害時には、どれだけ多くの職員がすぐに駆けつけられるかがとても重要になってきます。小平市にはすでに保育従事職員宿舎借り上げ支援事業があります。

同様の制度をより住民に近い存在である地域密着型サービス事業所においても実施して頂きたいと考えて、以下、質問致します。

1. 小平市において地域密着型サービス事業所の介護職員宿舎借り上げ支援事業を行う予定はあるか。

2. 小平市で福祉避難所として指定した事業所はいくつあるか。その内、東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業で助成を受けている事業所はいくつあるか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 6 年 8 月 26 日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 氏名 中倉茂和

受付番号【 23 】

27	26	25	24
22	22	21	22

-(2 / 2)

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
- ② 一問一答方式

質問件名 被爆80年に向けて小平市の非核平和事業のさらなる発展を求める

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

広島と長崎に人類史上はじめて原子爆弾が投下され、21万人もの命が奪われてから今年で79年になります。来年は被爆80年です。「生きている間に核兵器をこの地球上からなくしたい」と強い願いを持つ被爆者の平均年齢は85歳を超えました。一日も早く実現しなければなりません。しかし今、世界では、ロシアによるウクライナ侵略やイスラエルによるガザ侵攻など戦争が続いています。そしてロシアやイスラエルによる核兵器使用の威嚇など、核兵器使用の危険が高まっています。この悲惨な戦争は、あらためて核兵器が、戦争の「抑止力」にも「安全の保証」にもなり得ず、核兵器を持つ国の戦争の手段であることをはっきりと示しているのではないのでしょうか。私たちは今こそ、国連憲章に基づく平和秩序の回復と、核兵器禁止条約による核兵器のない世界を実現していくことが大事であると考えています。

小平市教育委員会では、今年度も小・中学生を広島平和記念式典に参加させる広島平和派遣事業の実施や、戦争や被爆体験の継承のために中央公民館の1階ギャラリーにおいて被爆体験者の講演記録の上映や、広島市立基町高等学校の生徒と被爆体験証言者との共同制作による「原爆の絵」の展示、原爆に関する記録映画やアニメの上映等の取組を行ってきました。これからも戦争の惨禍を次世代に語り継ぐためにぜひ継続して行って頂きたいと考えますし、来年の被爆80年に向け、小平市の非核平和事業の継続とさらなる発展を求めて、以下質問いたします。

1. 核兵器禁止条約が国連で2017年に採択され7年が経過しました。核抑止力論ではなく、核兵器禁止条約に日本も批准し、唯一の戦争被爆国として核兵器の廃絶を訴えていくべきと考えますが、市長の核兵器廃絶に向けた平和への想いについて伺います。
2. 来年の戦後・被爆80年に向け、原爆パネル展のいっそうの充実や新たな企画など、小平市の非核・平和事業をさらに発展させてほしいと考えますが、市及び教育委員会の見解を伺います。
3. 2023年度の小・中学生の広島平和派遣事業では80人の応募があったものの、参加できたのはそのうちの定員10人でした。同事業における今年度の定員数と応募者数について伺います。また定員拡充や実費負担の軽減など来年度に向け検討していることはあるか、市及び教育委員会の見解を伺います。
4. 被爆者の平均年齢は85.58歳となっており、被爆体験の継承が喫緊の課題となっています。そこで語り部の方や被爆体験者の方々から直接、当時のお話を聞く機会を設けること、また市内の被爆者の方々の証言を記録として残し、今後の非核・平和事業の催しに活かしていく必要があると考えますが、教育委員会の見解を伺います。
5. 原水爆禁止2024年世界大会に東京都からは10の自治体がメッセージを寄せていました。そこで非核平和都市を宣言している小平市の首長としても、来年の大会へメッセージを贈って頂くことを期待いたしますが、市長の見解を伺います。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

2024年8月26日 小平市議会議員 氏名 鈴木だいち

受付番号【 22 】

-(1 / 3)

27	26	25	24
23	23	22	21

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式	
1	一括質問一括答弁方式
②	一問一答方式

質問件名 十小通りの交通安全対策について

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

上水本町地域では、本年6月20日に上水本町5丁目にある商業施設の駐車場で乗用車3台が絡む事故が発生し利用客のお一人が亡くなりました。また、7月11日の早朝には上水本町6丁目の十小通りの交差点において自転車とワンボックスカーが衝突し、自転車に乗っていた方が亡くなりました。

上水本町地域で車による死亡事故が立て続きに起き、住民のみなさんからは驚きと早急な交通安全対策を求める声が寄せられています。そこで今回の交通事故を受け、とりわけ児童・生徒の往来が多い十小通りの交通安全対策の改善を求め、以下、質問いたします。

1. 過去5年において、十小通りで発生した自動車による児童・生徒の負傷事故の件数について伺います。
2. 7月11日に十小通りの交差点で発生した自動車と自転車による死亡事故において、どのような状況で事故が発生し、その要因をどのように捉えているのか、またその道路を普段から利用している地域の児童・生徒、保護者の不安な想いに対して警察や学校、自治会等とも連携して改善に向けた対応を検討されているのか、について伺います。
3. 通学路になっている十小通りについては、登下校時の見守り体制を強化してほしいという声が地域から寄せられています。とりわけ事故が発生した交差点においては下校時の人による見守り体制の整備・強化が必要不可欠であると考えますが、検討状況について伺います。
4. 事故が発生した十小通りの交差点において、信号機の設置は難しいと聞いています。現在は事故発生場所に看板が設置されましたが、例えば「自転車側に一時停止の規制があるのならわかりやすく表示してほしい」、また「十小通りの歩道がない区間については車に徐行運転を促すようなポールを所々に設置してほしい」という声が地域から寄せられています。見解を伺います。
5. 小平市教育委員会の調査では、市内の通学路で安全対策が必要な箇所は56か所あるとしています。西東京市では、全小学校の18校、68か所においてシルバー人材センターに委託し登下校時の児童・生徒の見守りをしていますが、小平市でも導入に向けた検討をするべきと考えますが、見解を伺います。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

2024年8月26日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 鈴木だいち

受付番号【 22 】

27	26	25	24
23	23	22	21

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- ① 一括質問一括答弁方式
- ② 一問一答方式

質問件名 職員不足など公立保育園の現場で起きている諸課題の改善を求める

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

公立保育園の現場で起きている諸課題について、以下質問いたします。

1. 公立保育園の職員の人手不足について

- (1) 公立保育園 4 園の私立保育園への移行に伴い、市は公立保育園の正規職員の新たな募集をやめて、その代わりに会計年度任用職員を募集している状況がここ数年来続いています。育児休業中の職員が多いことから、現場では「早番・遅番の当番の回数が増え、時間外勤務が発生しているため正規職員を補充してほしい」との切実な声が聞かれますが、今後の市の方針を伺います。
- (2) 公立保育園の現在の職員の欠員状況について伺います。また職員が足りず他の園へ応援に行くケースや時間外勤務が発生しているケースはどのくらいあるのでしょうか。
- (3) 正規職員の人数減や、欠員による職員の業務負担が増している現状について、子どもたちの保育環境に影響は生じていないか、現場の保育の質についての市の認識を伺います。

2. 職員配置基準の見直しについて

- (1) 2024年度から保育所の国の配置基準が76年ぶりに見直され、4・5歳児では保育士1人がみる子どもの人数を30人に1人から25人に1人へと改めました。しかし政府は経過措置として「当分の間は従前の基準により運営することも妨げない」としています。保育現場からは、公立・私立を問わず全施設で基準通りの保育士が確保できる措置を早急にとってほしいという声が上げられていますが、市として国基準に倣った新配置基準での人員配置を実施する時期について伺います。
- (2) 公立保育園で4・5歳児の保育士の配置基準を25人に1人へと改善した場合、現在の保育士の人数で対応は可能か、可能ではない場合、何人の保育士を補充する必要があるのか、について伺います。

3. 保育園の医療的ケア児の受け入れ体制について

- (1) 現状で保育園を希望している医療的ケア児は市内にどのくらいいるのか、について伺います。
- (2) 今年度より医療的ケア児の受け入れが始まり、現在2園の公立保育園でそれぞれ1名ずつの受け入れがされています。そして医療的ケアを行う看護師の配置については入園の決定後に改めて派遣の看護師1名募集して、雇用し対応していると聞いています。派遣の看護師が急遽休みを取った場合等、医療的ケア児の受け入れ体制の実態について伺います。
- (3) 2025年度は2名の医療的ケア児の受け入れを予定していますが、その際、看護師が欠勤しても対応できるよう現在より手厚い人数の配置が必要であると考えますが、来年度の看護師の予定募集人数を伺います。

4. 1・2歳児混合クラスの廃止について

今年度より、1・2歳児混合クラスを廃止した理由について伺います。また廃止することや、それに伴いクラスの担任数を変更することについて、現場の保育士や保護者へ伝えたのはいつ頃だったのでしょうか。保護者からは新年度を迎える直前のタイミングであったと聞いていますが、具体的な時期について伺います。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

2024年 8月 26日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 鈴木だいち

受付番号【 22 1

27	26	25	24
23	23	22	21

- (2 / 3)

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式	
1	一括質問一括答弁方式
②	一問一答方式

質問件名 公園やグラウンドの Park-PFI と体育施設等 の指定管理者制度の市民への影響は

質問要旨 小平市は、今年 5 月に鷹の台公園整備及び中央公園グラウンド改修・管理運営事業公募設置等指針(以下、指針という)と、小平市南西部地域の市立公園・体育施設・ふれあい下水道館指定管理者募集要項(以下、要項という)を公表し、Park-PFI 方式で前者を整備し、後者をまとめて指定管理で運営する事業者の募集を 7 月 8 日から始めました。多くの市民が利用する施設が新しい方式で、市民にとって望ましい 設営・運営となり得るのか、以下お聞きします。

- 1 事業者からの応募状況をお教えてください。
- 2 事業者を選定する小平市南西部地域の市立公園・体育施設・ふれあい下水道館指定管理者選定委員会兼鷹の台公園整備及び中央公園グラウンド改修・管理運営事業者選定委員会の有識者委員が選ばれた理由をお教えてください。
- 3 9 月 26 日に選定委員会による審査(プレゼンテーション等)が予定されていますが、プレゼンテーションを公開で行うことはできないのか。できない場合はその理由をお教えてください。
- 4 事業者が提出した公募設置等計画は公開されますか。
- 5 指針には、「設計業務から整備工事までの適切な時期に、市民に対して、周知、情報共有、説明を丁寧に行ってください。」と書かれていますが、適切な時期とはいつ頃でしょうか。
- 6 指針には、Park-PFI の活用で市の財政負担の軽減も期待されると書かれています。小平市が初めて学校給食センターに PFI を導入したときには、従来の方式と比べて PFI が給事業費をどれだけ削減できるかを示す VFM が算出されました。①今回の Park-PFI で VFM は算出しないのでしょうか。財政負担の軽減はどれくらい期待できるのかをお教えてください。②給食センターへの PFI 導入時に算出された VFM の検証は必要ないのでしょうか。理由とともに教えてください。
- 7 今回の応募事業者の選定項目として、社会的要請等への取組も加点項目となっており、なかでも労働条件(報酬)の評価に最大 6 点が配点されています。「市で定める標準的な賃金額」として示された労務単価 1406 円の根拠をお教えてください。
- 8 市が行う指定管理事業が労働者の生活不安を広げないようにするためには、公契約条例の制定が重要です。制定に向けた検討状況をお教えてください。
- 9 指針では、飲食店等の公募対象公園施設の使用料の最低額として、鷹の台公園は 423 円/㎡・月以上、中央公園は 420 円/㎡・月以上、が示されていますが、その算出根拠をお教えてください。
- 10 東部公園のプール再整備・萩山公園のプール跡地活用に関する公民連携事業の実施方針では、事業の適正な維持を目的としたモニタリングのために、「サービス基準合意書(SLA)を導入し、企画・設計段階から運用」し、「モニタリングに係る有識者会議を設置することを契約内容に明記する」としていますが、Park-PFI 事業ではそれらは必要ないのでしょうか。
- 11 要項では、管理業務実施状況のモニタリングとして、事業報告書や収支決算書の年次報告や、事業計画書や予算収支計画書の提出を受けることになっていますが、それらの書類は公開されるのでしょうか。市が事業者から受け取った書類は、公文書として情報公開請求の対象となりますか。
- 12 要項では、「民間のノウハウを活かした企画提案による自主事業」の一つとして、「こどもに人気のあるプレーパークを地域の市民団体と連携して実施する」と書かれていますが、プレーパークが実施しやすいように、地域の市民団体の意見を聞き、公園の設計等に反映させるのでしょうか。
- 13 鷹の台公園やふれあい下水道館は玉川上水に近く、玉川上水の魅力をより多くの人に伝えるのに適しています。玉川上水の歴史や自然、生き物などを常設的に展示する場を確保することはできないでしょうか。
- 14 中央公園グラウンド改修事業のコンセプトは「市民の誰もが気軽にスポーツを楽しめるグラウンド」です。指針には「団体予約だけでなく、個人利用ができるようにする」と書かれていますが、その具体的なイメージをお教えてください。
- 15 指針では、グラウンドのフィールド部分は人工芝化が前提となっています。「小平市立中央公園グラウンドの改修に関する基本的な方向性」では、人工芝と天然芝のコスト比較で、サッカー規格コート一面あたりの整備費用が人工芝は 1 億 1660 万円、天然芝は 8610 万円だが、年間維持管理コストが人工芝は 50 万円、天然芝は 1500 万円で、30 年間のライフサイクルコストは人工芝の方が安いとされました。①コストの根拠として、市は小平・環境の会に対し、笛吹市のグラウンドや芦屋市の芝生広場、等々力第 1 サッカー場などの例を参考にしたと回答しましたが、それらの例での人工芝や天然芝の具体的な整備・維持管理のコストをお教えてください。②人工芝の維持管理費のうち、充填材の補充や、マイクロプラスチック拡散防止のためのフィルターの定期的清掃にかかる費用はどれくらいと見積もられていますか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 6 年 8 月 26 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 水口 かずえ 受付番号【 24 】

27	26	25	24
24	24	23	23

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式
① 一括質問一括答弁方式
② 一問一答方式

質問件名 再び、公民館等は指定管理者制度でどう変わるのか

質問要旨 6月定例会で私は、公民館、地域センター等は指定管理者制度でどう変わるかについて、一般質問を行いました。

市は、本年5月開催の小平市公共施設マネジメント推進委員会において小川駅西口新公共施設等に関する条例等のイメージについて報告し、質疑が行われました。また、本年6月開催の小平市公民館運営審議会において、小川駅西口新公共施設関連の説明と質疑が行われました。その際、会議は公開され、会議録の作成も行われましたが、小川駅西口新公共施設と密接に関わる、小平市立図書館と小平市民活動支援センター及び小平市男女共同参画センターについては、小川駅西口新公共施設等に関する条例等のイメージについて、報告や質疑が行われる機会があったのでしょうか。広く市民の方々から意見を聴取することが重要であると考え、再び質問いたします。

1. 小川駅西口新公共施設等の管理運営に関し、指定管理者制度とする考え方について、直営とする見込みはないのか見解を伺う。
2. 小川駅西口新公共施設等の管理運営に関し、指定管理者制度とする考え方について、2003年、全国的に指定管理者制度が導入されはじめた際の理由は、市民サービス向上と経費節減であったため、指定管理者による運営と、直営との比較検討のデータを示すべきと考えるが見解を伺う。
3. 小平市立図書館、小平市民活動支援センター、小平市男女共同参画センターの利用者と市の意見交換についてはすべて公開し、記録の作成、公開を行うべきと考えるが市の見解を伺う。
4. 6月定例会の一般質問に対する教育長答弁は、既存の小平市立公民館条例への大きな影響はないと捉えていることから、現時点において、公民館運営審議会への諮問は考えていないというものでした。しかし、社会教育法第29条により設置した公民館運営審議会に諮問できるにも関わらず、いつどこで諮問しないことを決めたのか、経過を伺う。また、答弁では、必要が生じた場合には、諮問を検討することになるとも述べており、どのような場合に諮問を行うことになるか、市と教育委員会の考えを伺う。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和6(2024)年8月26日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 細谷 正

受付番号【 27 】 - (1 / 3)

27	26	25	24
25			

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 学校給食費無償化の継続と拡充及び学校給食の質の確保、米の安定供給を求めて

質問要旨 6月定例会において小平市の市立小中学生の学校給食費の無償化が実現しました。無償化の継続と対象範囲の拡充が課題と考えます。

学校給食食材については、急激な物価高騰、気候変動による収穫への影響も深刻です。特に、国内の米の供給については、スーパーなど店舗の店頭から、売り切れ・品薄状態となり、私たちの食卓にも深刻な課題となっています。学校現場の給食食材供給については安全安心を担保するため、さらに給食の質の確保、市として米の安定供給のために出来ることを求めて、以下質問いたします。

1. 学校給食費無償化について、本年度実施に踏み切ったことを評価します。学校給食費無償化を単年度の取組みとせず、継続するべきと考えるが市の見解を伺う。また、東京都に対して学校給食費無償化に関する半額補助については全額補助を求めて首長として要請すべきと考えるが見解を伺う。
2. 学校給食費無償化に伴い、市内にある学校給食を提供する私立小中学校に在籍するすべての児童・生徒の学校給食費無償化を実施すべきと考えるが市の見解を伺う。
3. 学校給食食材供給について、米の供給に課題は無いか。小平市は小平町と姉妹都市交流を通して、米の購入を行っているが小平町を含めた供給状況の見通しと今後の課題について把握していることはあるか伺う。
4. 学校給食食材供給について、米飯給食を見直す意見もあるようだが、教育委員会の見解は。また米以外の食材や食品の供給について課題は無いか。納入業者や地元農家等の供給状況の見通しと今後の課題について把握していることはあるか伺う。
5. スーパーなど店舗が扱う米の品薄状態により市民等の食生活が深刻になっているため、市民やスーパー等から市に届いている要望はあるか。また市として国や東京都に要望を行い、安全安心な米の確保を求めてはどうか見解を伺う。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和6(2024)年8月26日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 細谷 正

受付番号【 27 】 - (2 / 3)

27	26	25	24
25			

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

① 一括質問一括答弁方式

② 一問一答方式

質問件名 昨今の物価高騰を受け、公共施設更新の見直しを

質問要旨 本年6月定例会の私の一般質問において、中央エリアに関する概算事業費と財源見通しの状況について質問しました。これに対し、概算事業費はおおむね104億円で、このほかにネットワーク整備や備品の購入などの費用が必要。財源見通しは、市債がおおむね73億円から82億円、基金をおおむね6億円見込み、他に、補助金、交付金の活用を検討しているという答弁がありました。

6月20日付の朝日新聞によると、「建設費高騰、建て替え停滞」という見出しの記事がありました。

建設費の高騰の影響は公共施設でも広がりを見せ、東京都北区は4月、区内最大のコミュニティ施設北とびあの改修計画をいったん白紙に戻した。当初100億円を見込んでいた改修費が2倍近くに跳ね上がることが判明したためというものです。

小平市では、小平市公共施設マネジメント推進計画により、公共施設更新を進めている、中央エリア、小平第十一小学校等の複合化計画、小平第十三小学校等の複合化計画の他にも、小川駅西口地区市街地再開発事業、小平駅北口地区市街地再開発事業、東部公園のプール再整備・萩山公園のプール跡地活用に関する公民連携事業実施方針による屋外プールの更新もあり、一時に更新が集中しています。

そこで、公共施設更新の見直しについて質問いたします。

1. 昨今の物価高騰を受け、公共施設更新に係る次年度以降の事業費及び財源の見通しと課題について見解を伺う。
2. 昨今の物価高騰による建設費高騰の影響を鑑み、公共施設更新について見直しや計画の延伸を検討しているか。検討しているものがあれば、お示ください。
3. 改修計画をいったん白紙に戻したとの報道があった北とびあの例の様に、本市において改修・更新計画を見直すという選択肢はあるかについて見解を伺う。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和6(2024)年8月26日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 細谷 正

受付番号【 27 】 - (3 / 3)

27	26	25	24
25			

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式
一問一答方式

質問件名 避難所運営マニュアルは整備で終わらず、災害への備えの実効性を高めよ
質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

令和6年3月に多くの市立小・中学校で避難所運営マニュアルが整備され、ホームページで閲覧が可能となっている。ここでは小平市立小平第一小学校(以下、小平一小とする)で整備された避難所運営マニュアルを例にあげながら、災害への備えを進めていくべきと考え、以下質問する。

- ①小平一小の避難所運営マニュアルの作成に携わった方々への、マニュアル完成の報告・共有状況について伺う。
- ②小平一小の避難所運営マニュアル完成の旨は、どのように地域住民に周知が図られてきたか伺う。
- ③小平一小の避難所開設準備委員会のメンバーは、どういった方々になるか。またその選定は誰がどのような場でおこなっていくのか。
- ④漏水のためプールに水が張られていない小平一小において、マンホールトイレの使用の可否と、トイレの問題への対応策は。
- ⑤小平一小の避難所にはどれだけの近隣住民が避難所生活を送る想定となっているか。
- ⑥罹災証明書の申請から発行までの最短スケジュールを伺う。
- ⑦仮設住宅の入居申込みから提供までの流れと想定されるスケジュールについて伺う。
- ⑧災害廃棄物の一次仮置場の選定箇所数と、保管できる推定総量について伺う。
- ⑨全壊・半壊住宅の、公費解体の申請から解体までのスケジュールについて、想定を伺う。
- ⑩医療的ケア児の避難所(福祉避難所)での受け入れについて、どのような想定をしているか。
- ⑪自助と共助を押し進めていくためのカンフル剤として、まずは使い捨てトイレ購入にかかる補助金の創設を求めるが、市の見解を伺う。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和6年8月26日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 氏名 福室英俊
受付番号【 26 】

27	26	25	24
26	25	-	-

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
② 一問一答方式

質問件名 夏休み期間中に子どもたちが過ごせる場所を確保すべき

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

昨年の9月定例会一般質問で、「災害級」と言われるほどの危険な暑さの中で子どもたちが夏休みをどのように過ごすのかについて取り上げました。その際市長から、熱中症警戒アラートが発表された場合には外出をできるだけ控えることも必要との答弁もありました。今年状況を見ても熱中症警戒アラートが出ない日は無いのではないかと思うほど日々熱中症警戒アラートが発表されている状況でありました。学校の校庭開放が出来ない状況が依然として続いており、子どもたちが地域で出かけられる場所が無くなっているように感じます。これまで作り上げてきた子どもたちのための環境が近年の温度変化について行けていない状況であります。状況の変化に対応する形で子どもたちの過ごし方を考えていくことは来年に先延ばし出来ないと考え以下、改めて質問致します。

1. 熱中症警戒アラートが発表された際に外出をなるべく控えるとなると、地域で屋内の居場所確保が出来なければ自宅で過ごさざるを得ない状況になります。この状況を鑑みて、屋内の居場所や遊び場所の確保について昨年以降市と教育委員会ではそれぞれどのような検討がなされてきたか。既に実施されている取組があれば合わせてお示しください。
2. 地域センターや公共施設を日中猛暑時の一時的な避難場所としてのみ利用するのではなく、空いている部屋の開放を行うなど一歩進んだ対策を行う必要があると考えますが見解を伺います。また、多くの子どもたちが利用することが想定される時は、全年齢が安心して過ごせるような配慮をしていくべきと考えますが見解を伺います。
3. 学校施設等の開放についての検討状況について伺います。
4. 教育委員会では、夏季休業中の生活指導や熱中症予防の徹底について各学校に通知をされていると思いますが、危険な暑さが続いていることを踏まえて、これまでの通知から変更や工夫したことについてお示しください。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 6 年 8 月 23 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 吉本ゆうすけ

受付番号【 19 】

27	26	25	24
27	26	25	24

-(1 / 2)

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式	
1	一括質問一括答弁方式
②	一問一答方式

質問件名 市民無料相談の在り方について

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

小平市で行われている各種無料相談は多くの市民が頼りにしていると思います。市民課の市民相談担当で行う無料相談は予約制になっていますが、希望者も多く思うように予約が取れないという話も聞きます。心配事を抱える市民にとって、専門家である士業の方を中心に無料で相談に乗ってもらえる場所があるというのは市民の安心感に繋がっていると考えます。士業による市民相談の在り方については議会でもここ数年取り上げられており、士業の種類によって、交通費や日当の形に差があることが課題の一つになっていると捉えています。事業開始が古いこともあり市では経緯が分からないことですが、長くご協力頂いている専門家に対し、今後も引き続き協力してもらおうことを考えると、現在の状況にあった報酬や謝礼等の支払いも必要になってくるのではないかと考え以下質問致します。

1. 市民相談を引き受けてもらっている士業の中で手当の出ているものについては業種と金額、どのような基準で現在の金額に設定しているか、無償のものについては業種と無償であることについてどのように受け止めているか伺います。

2. 無償で行われている経緯について、古くから行われているものであり市では詳細が不明とのことだが、各団体に経緯の確認を行っているか伺います。

3. 無償で行われているものについて、今後も協力してもらおうのであれば、現在の状況にあった手当の支払いを考えるべきと思いますが現在までの検討状況や調整している事項があればお示しください。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 6 年 8 月 23 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 吉本ゆうすけ

受付番号【 19 】

27	26	25	24
<u>27</u>	<u>26</u>	<u>25</u>	<u>24</u>

-(2 / 2)